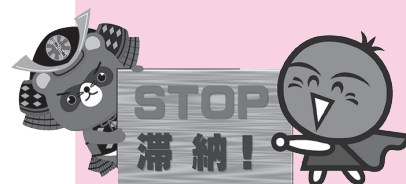


# 『県下一斉徴収強化月間』の

## お知らせ

### 市税は必ず納期限内に

### 納めましょう



小松島市では、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、徳島県および県内全市町村とともに、毎年11～12月を県下一斉徴収強化月間と定めています。

強化月間中は、納税意識の啓発、納税の推進、悪質な滞納者に対する差押の強化など、滞納の解消に向けた取り組みを一丸となって行っています。

### 滞納処分(差押)とは?

納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状・催告状を発送します。

それでも納付がない場合には、財産調査、給与照会などを行い、差押などの滞納処分を執行します。

※差押は、処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

### まずは税務課に早めの納税相談を!

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早めに市税務課納税担当までご相談ください。

平日、お仕事などで来庁、連絡が困難な方は、延長窓口(事前に電話で予約が必要)、日曜窓口(原則毎月第4日曜日)も実施していますので、ご利用ください。

またこの機会に、便利な口座振替もぜひご利用ください。

### 【お問い合わせ先】

市税務課 納税担当(市役所1階)

☎32・3928 / FAX33・3401

Mail:nouzei@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 令和4年生活のしづらさに関する調査について

小松島市では、厚生労働省の委託を受け、「令和4年生活のしづらさに関する調査」を実施します。

### 【調査目的】

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等(難病等患者やこれまで法制度では支援の対象とならない方を含む)の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

### 【調査対象】

全国5,363国勢調査調査区(小松島市では2地区が対象)に居住する在宅の障害児・者等(障害者手帳(身体、療育、精神障害)所持者、難病等患者、これまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者)を対象としています。

### 【調査事項】

1. 調査対象者の基本的属性に関する調査項目  
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
2. 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス  
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

【調査時期】 令和4年12月

### 【調査方法】

1. 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認します。
2. 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入および郵送による返送を依頼します。
3. 調査票は原則として調査対象者本人が記入します。

### 【調査の集計】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において集計を行い、その結果は生活しづらさなどに関する調査概況として速やかに公表されるとともに、厚生労働省ホームページに掲載されます。

### 【お問い合わせ先】

市介護福祉課 障がい福祉担当  
☎32・2279 / FAX35・0272